

## 京都府警察機関誌運営要綱の制定について（通達）

最終改正 令和3.9.10 例規教第26号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察機関誌の編集、発行及び配布に関する事務を適正かつ円滑に行うため、みだしの要綱を下記のように定め、令和3年9月15日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 京都府警察機関誌運営要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、京都府警察機関誌（以下「機関誌」という。）の編集、発行及び配布に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 発行の目的

機関誌は、京都府警察職員（以下「職員」という。）の教養を高め、良識のかん養に資するとともに、職員相互の親睦と融和を図ることを目的に発行する。

#### 第3 編集

##### 1 編集の基本

機関誌の編集に当たっては、発行の目的を達成するため、職員、職員の家族、京都府警察を退職した者、学識経験者、一般社会人等を取材し、又はこれらの者に執筆を依頼するなど、広く関係者の協力の確保に努め、常に機関誌の内容の充実を図るものとする。

##### 2 編集

- (1) 教養課長は、機関誌をより教養効果が高く職員に親しまれるものとするため、常に創意工夫を凝らした編集を行うものとする。
- (2) 所属長は、所属職員に取材協力及び寄稿を奨励するなど、機関誌の編集について協力するものとする。
- (3) 職員は、素材の提供及び寄稿を積極的に行うなど、機関誌の編集について協力するよう努めるものとする。

#### 第4 発行及び配布

##### 1 発行人

機関誌の発行人は、教養課長とする。

##### 2 発行回数

機関誌は、原則として、毎月1回発行するものとする。

##### 3 機関誌の配布

機関誌は、職員及び発行の目的を達成するため教養課長が必要と認めた者に対し配布するものとする。

#### 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、機関誌の編集、発行及び配布に関し必要な細部事項は、教養課長が別に定める。

